

訪問介護（介護予防訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人 青洲会が開設するヘルパーステーションふれんど（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下、単に「指定訪問介護」という。）事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態（以下、「要介護状態」という。）となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防訪問介護の運営の方針）

第3条 指定介護予防訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

② 名称 訪問介護事業所「ヘルパーステーション ふれんど」

② 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原西三丁目13番1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者	介護福祉士	1名	
サービス提供責任者	介護福祉士	4名以上(管理者含む)	
介護職員等	介護福祉士		3名以上(常勤職員)
	ヘルパー1・2級課程修了者、介護福祉士		15名以上(非常勤職員)

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握し自らも訪問介護の提供にあたる。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員等
訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日除く)
- ② 営業時間 8:30~17:30 までとする。
- ③ サービス提供日・提供時間:365日・24時間営業
- ④ 営業日、営業時間外は電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者は、その3割の額とする。

(1) 身体介護

- ・入浴
- ・排泄
- ・食事

等の介護

(2) 生活援助

- ・調理
- ・洗濯
- ・掃除

等の介護

(1)~(2)の単位数に下記の時間帯割増とする。

早朝(午前6時~午前8時)、夜間(午後6時~午後10時) 25%

深夜(午後10時~午前6時) 50%

2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者は、その3割の額とする。

- ① 介護予防訪問介護費(Ⅰ) … 1週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護費(Ⅱ) … 1週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護費(Ⅲ) … 1週に3回程度

3 キャンセル料

指定訪問介護において、キャンセルの連絡がなく訪問介護員が訪問し、利用者の不在の場合は介護計画上同額の料金を徴収する。

4 事業所は、利用者に指定訪問介護を提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

- (1) 指定訪問介護の提供日、提供時間
- (2) 指定訪問介護の具体的な内容
- (3) 利用料金、保険給付の額
- (4) 利用者の心身の状況
- (5) その他必要な事項

- 5 事業所が利用者から第1項から第3項の支払いを受けた時は、サービスの内容・金額を記載した領収書（法廷代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第8条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時、または事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合および広域連合を含む。以下、同じ。）当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。
- 2 事業所は事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

（衛生管理対策）

- 第9条 事業所は感染症が発生又はまん延しない様に必要な措置を講ずるとともに、従業者については適宜健康診断等を実施する。

（通常の事業の実施地域）

- 第10条 通常の事業の実施地域は、粕屋町、志免町、宇美町、須恵町、篠栗町、久山町、福岡市東区一部地域、福岡市博多区一部地域とする。

（居宅介護支援事業者との連携）

- 第11条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供する事とする。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第12条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させた又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給がある時等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

（利益供与の禁止）

- 第13条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

- 第14条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文章で得ておくものとする。

（苦情処理）

- 第15条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

- ② 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ 虐待防止のために必要な措置, 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

2 訪問介護員は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に報告しなければならない。高齢者虐待防止の通報義務)

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 この規定の概要等、利用(申し込み)者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 訪問介護計画書及び第7条4項のサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 訪問介護計画書、サービス提供記録、事故発生時の記録は第12条に規定する市町村への通知、並びに前項の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから2年間保存する。
- 5 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「都道府県等」という。)からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県に報告する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人 青洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

平成25年7月1日改正

平成 25 年 9 月 28 日改正

平成 25 年 12 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 10 月 1 日改正

令和 5 年 1 月 1 日改正

令和 5 年 3 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 6 月 1 日改正
